

## 団体訴権範囲の拡大

「消費者契約法」が成立した当時、私は(一財)日本消費者協会の事務局を離れ、全国消費者協会連合会の事務局を担っていました。それでもこの法律が現実の苦情解決の武器として使用し難いものだと期待できないうでいました。しかし団体訴訟を受け止める「消費者機構日本」が設立し、2008年には当時の福田総理大臣が消費者行政の一本化を年頭の第169国会施政方針演説で述べられたのです。消費者団体は消費者行政一本化の行政組織を求めて「ユニカねっと」を組織して活発な行動を展開しました。全国的に消費者団体の参加を呼びかけ、国会議員への訴え、街頭宣伝など毎日のように活動していました。合計88時間に及んだ国会審議の傍聴も大勢が出席していました。そして消費者等・消費者委員会が誕生したのです。このことで差止請求権の対象が景品表示法と特定商取引法と明確になったのです。消費者契約法もやっと武器になります。消費者庁ができるということはこういうことかと痛感しました。食品表示法も対象となり、差止請求権の範囲は広くなりました。全国各地にも団体訴訟の受け皿となる組織ができ、消費者相談の強い後ろ楯となってきました。



元日本消費者協会  
松岡(長見)萬里野